

埼玉県水質管理センター安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を図るため、埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づき、埼玉県水質管理センター(以下「センター」という。)に埼玉県水質管理センター安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害の防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の未然防止対策、原因究明及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
 - 四 化学物質の自律的な管理の実施状況に関すること。
 - 五 前四号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止、並びに職員の健康の保持増進に関する重要事項。
- 2 委員会は、年1回以上、労働安全衛生法施行令に規定されるリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置と職員のばく露状況について意見を聴取し、記録する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6名で構成するものとする。

- 2 委員長は、所長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。なお、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから所長が指名する。ただし、職員の過半数で組織する労働組合があるときは、委員の半数は、労働組合が推薦した者を含むものとする。
 - 一 安全衛生推進者に選任された者
 - 二 企業局安全衛生委員に選任された者
 - 三 職員のうち安全及び衛生に関する知識や経験を有する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 所長は、委員に欠員が生じたときは速やかに後任者を指名するものとする。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 前項の場合において、欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、定期的を開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、又は委員の2分の1以上から請求があったときは、会議を開催することができる。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。

(会議結果の報告及び記録の保存)

第6条 委員長は、会議の結果を速やかにセンター職員に周知するものとする。

2 審議の結果については、その記録を3年間保存する。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、調査担当が務めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。